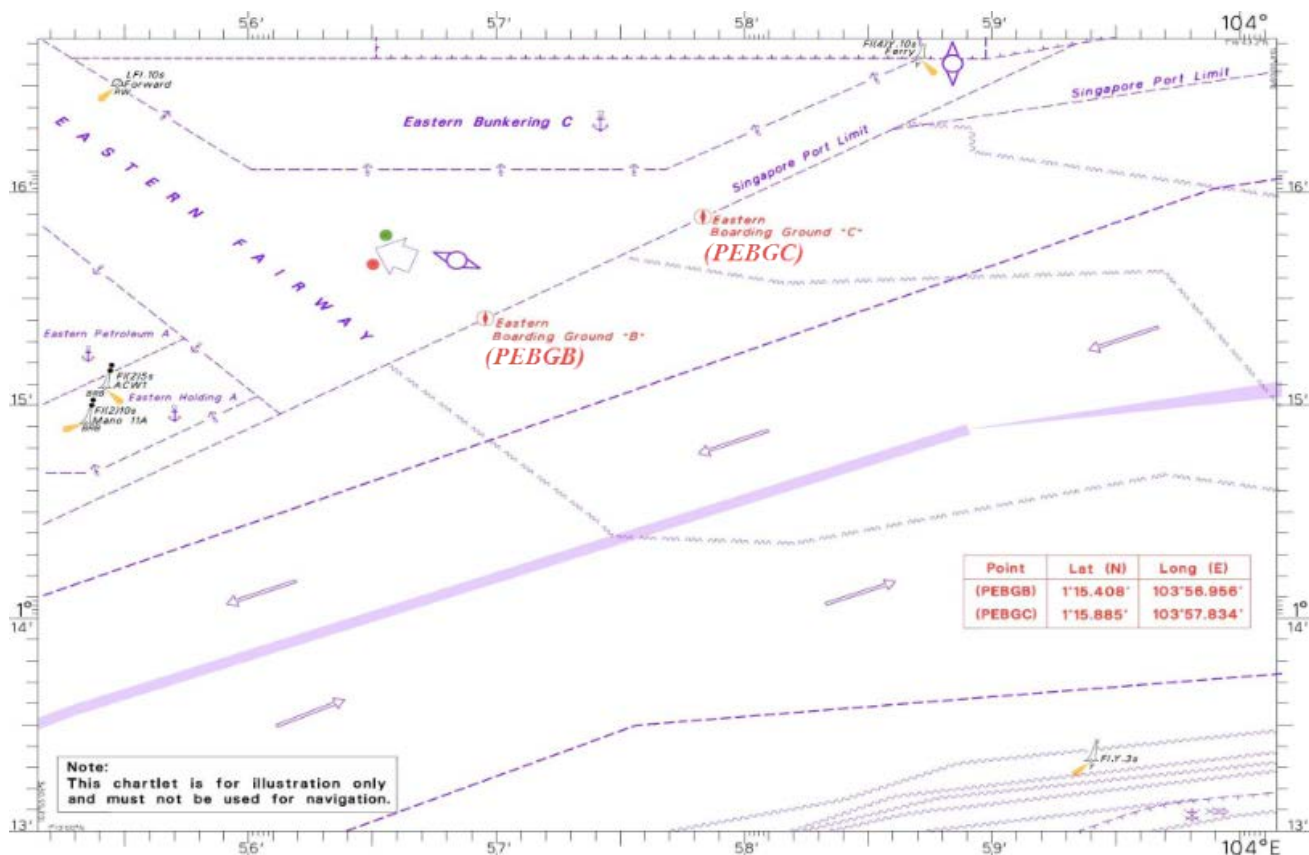


Gard Alert：シンガポールでの水先人乗船に関する新たな取決め



こちらは、英文記事「[Gard Alert: New pilot boarding arrangements in Singapore](#)」（2014年12月11日付）の和訳です。

2015年1月1日から、シンガポール港の東方航路（Eastern Fairway）付近の水先人乗船地が変更となります。

シンガポールの海事港湾庁（Maritime and Port Authority [MPA]）は、先日シンガポール東部の水先人乗船地を変更し、東方進入路からシンガポールへ入港する際の航行上の安全性を高める対策を導入しました。変更は2015年1月1日0時1分（現地時間）に効力を発生します。

- シンガポール東部水先人乗船地「B」（PEBGB）が北緯 01° 15.408'、東経 103° 56.956' の地点に移転します。
- シンガポール東部水先人乗船地「C」（PEBGC）が北緯 01° 15.885'、東経 103° 57.834' の地点に新設されます。
- 新しく構築されたスケジューリングシステムにより、PEBGB・PEBGC への接近は、それぞれ一隻ずつ、15分以上の間隔を空けて行われるように調整がなされます。MPA は各船舶に対し、次のことを推奨しています。
 - 前方の船舶から少なくとも 1 海里の距離を保つこと。
 - 1972 年の国際海上衝突予防規則に関する条約（COLREG 条約）第 6 条に定める事項を踏まえて、安全な速度で進むこと。
 - 通航路を横断する場合、COLREG 条約第 10 条に従い、通航の流れに対して、正しい角度で横断すること。
 - 船舶自動識別装置（AIS）を用いて、水先人の指定乗船地の詳細を関係者に伝えること。

シンガポール港の他の水先人乗船地に変更はありません。

変更内容の詳細は、MPA 発行の Port Marine Circular No.15 (2014 年 12 月 1 日付) に記載されています。水先人乗船地の変更内容を示した海図や、[講じるべき措置を要約した一覧表](#)も掲載されていますのでご参照ください。MPA の Port Marine Circular の最近のバックナンバーは、[こちら](#)からご覧いただけます。

原則として、海図に記載された水先人乗下船ポイントを使用するようにしてください。

IMO Resolution A.960(23) 「[Recommendations on training and certification and on operational procedures for maritime pilots other than deep-sea pilots](#) (外洋水先人以外の水先人の訓練、資格及び業務手続きに関する勧告) (英文)」は、水先人乗船ポイントに関して 2 つの重要な要件を求めています。

- 1) 安全な乗船環境を確保するため、水先業務の開始地点まで十分な距離があること。
- 2) 船長と水先人が要求される情報交換が行えるように、十分な時間および操船余地が確保できる場所に位置していること。

最近発生した水先人が関与する複数の事故について Gard が調査したところ、水先人の乗船ポイントが海図に記載された乗船ポイントよりも港湾入口側に近かったという傾向が見られました。航行の最終段階を前にして、時間や操船余地の制約から、船長・水先人の情報交換が十分にできなくなるとともに、水先人が意図する通航計画を乗組員らに周知するための時間も十分に確保できなくなるといった状況に陥っていました。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。